

管内給食施設の 災害対策の状況について

特定給食施設における災害時の備えについて

厚生労働省健康局健康課「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」
別添2「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」(令和2年3月31日)

第3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

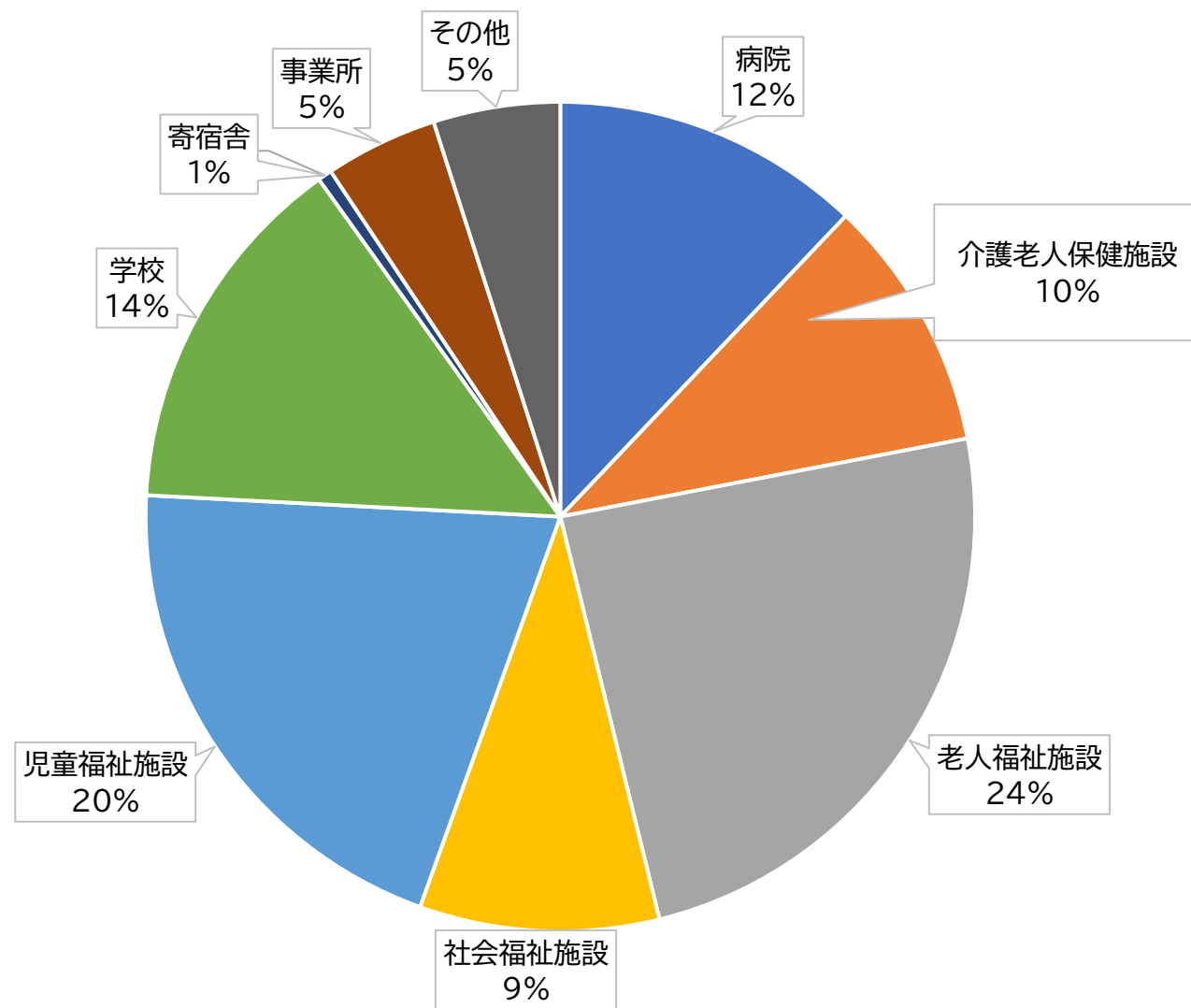


令和8年度 特定給食施設等の災害対策に関するアンケート

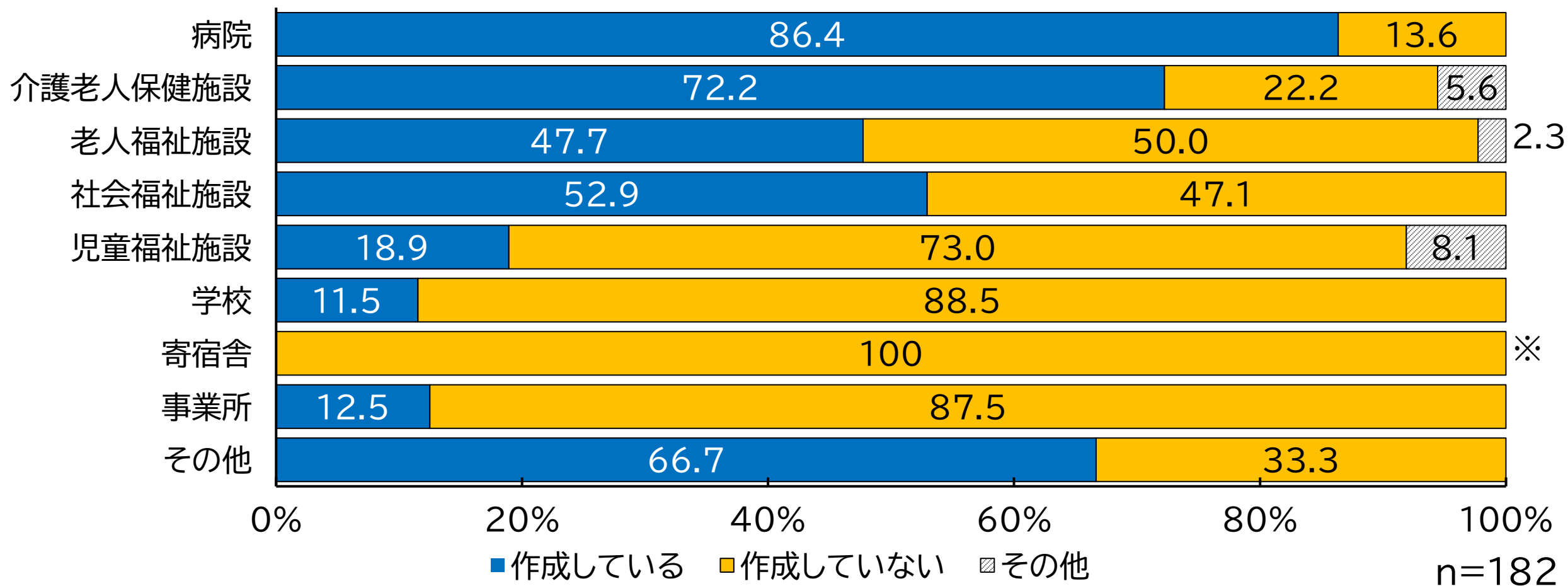
目的	非常時における給食提供体制の確保に向けて、管内給食施設の災害対策の現状を把握し、今後の体制整備に役立てることを目的とした。
実施時期	令和8年5月27日～6月10日
対象	中和保健所管内特定給食施設等268施設の栄養管理責任者 (公立保育所・幼稚園・小学校・中学校については、市町村主管課代表者)
方法	電子メールにより配布し、Microsoft Formsを用いて回答を収集した。
回収率	67.9%(182/268施設)

1. 施設種類

施設種類	回答数
病院	22
介護老人保健施設	18
老人福祉施設	44
社会福祉施設	17
児童福祉施設	37
学校	26
寄宿舍	1
事業所	8
その他(有料老人ホーム等)	9
計	182



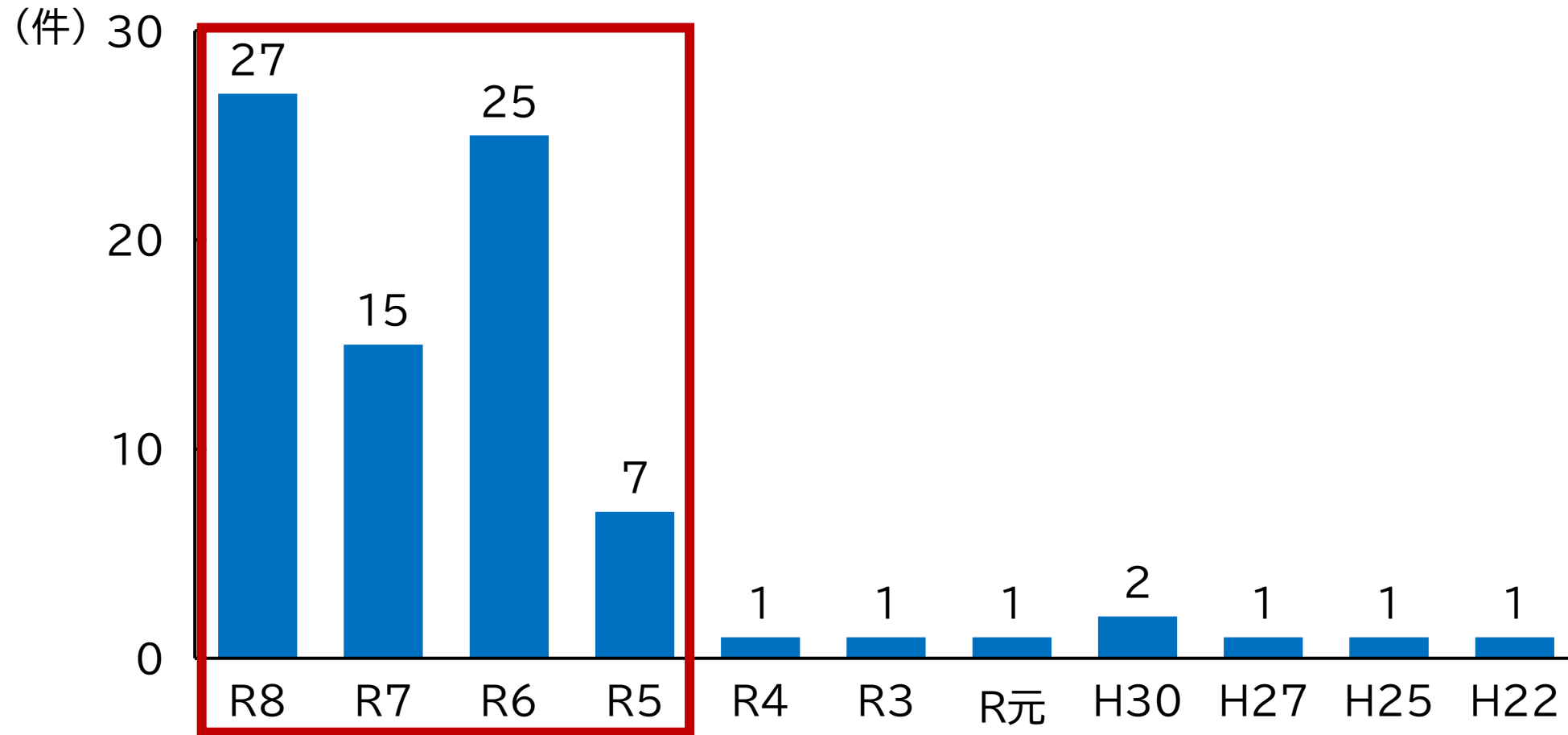
2.「給食に関する災害対策マニュアル」の作成状況



※寄宿舍は1施設のみの回答です。

給食に関する災害対策マニュアルを「作成している」施設は、病院、介護老人保健施設では約8割、老人福祉施設、社会福祉施設で約5割、児童福祉施設で約2割、学校、事業所で約1割であった。

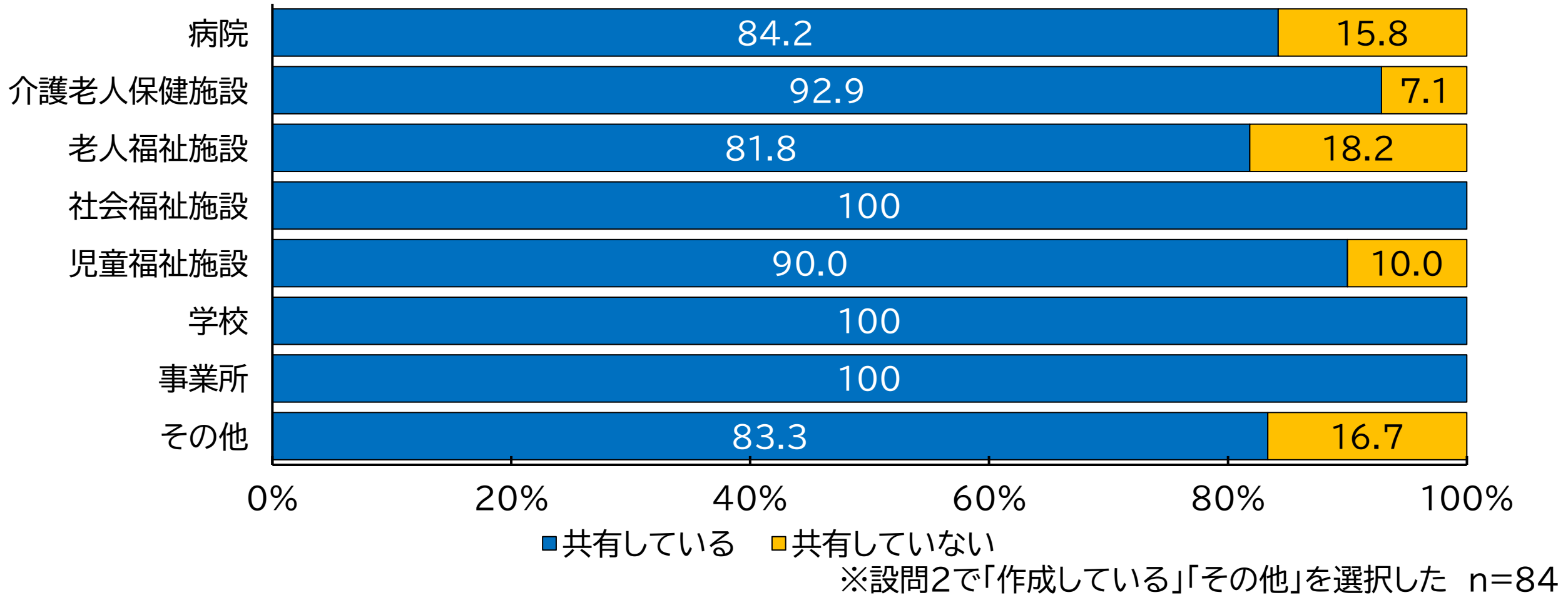
3.「給食に関する災害対策マニュアル」の更新・見直し状況



※設問2で「作成している」を選択した n=82

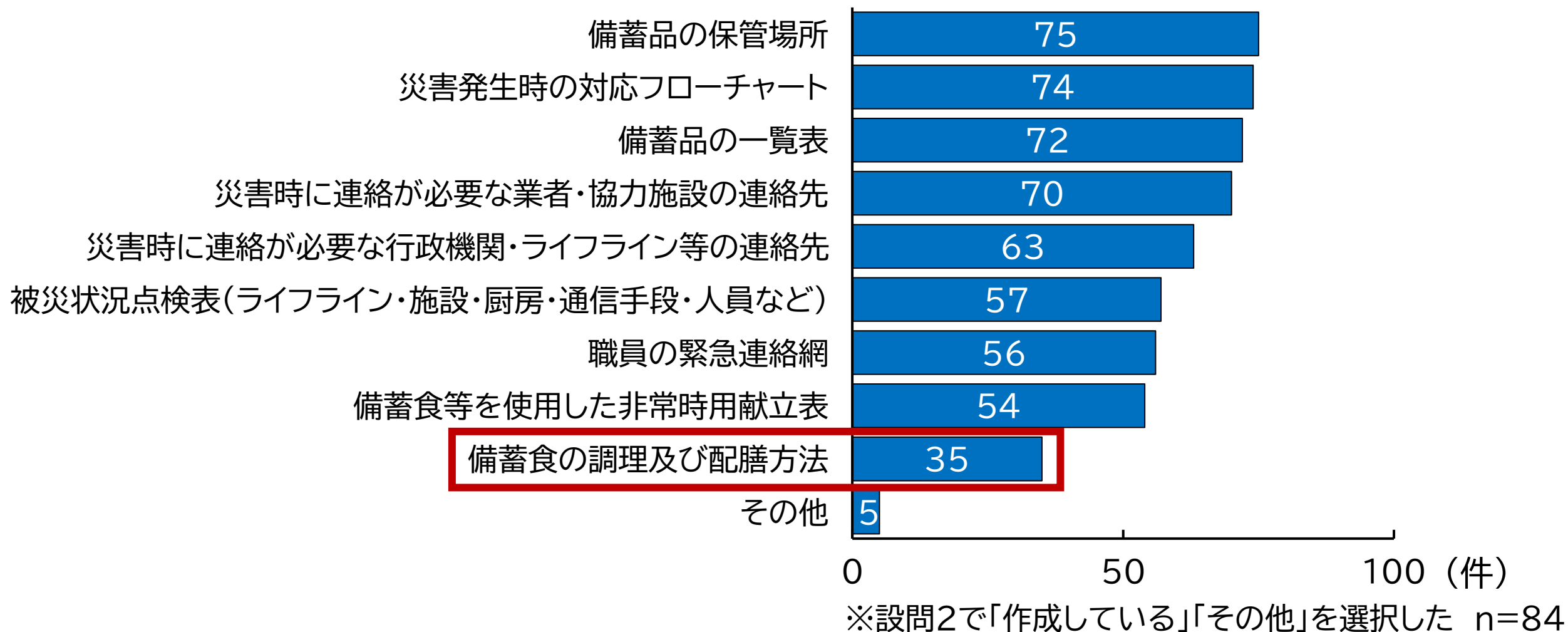
過去3年間で更新・見直ししている施設は74件(90%)であった。

4. マニュアルの施設での共有状況



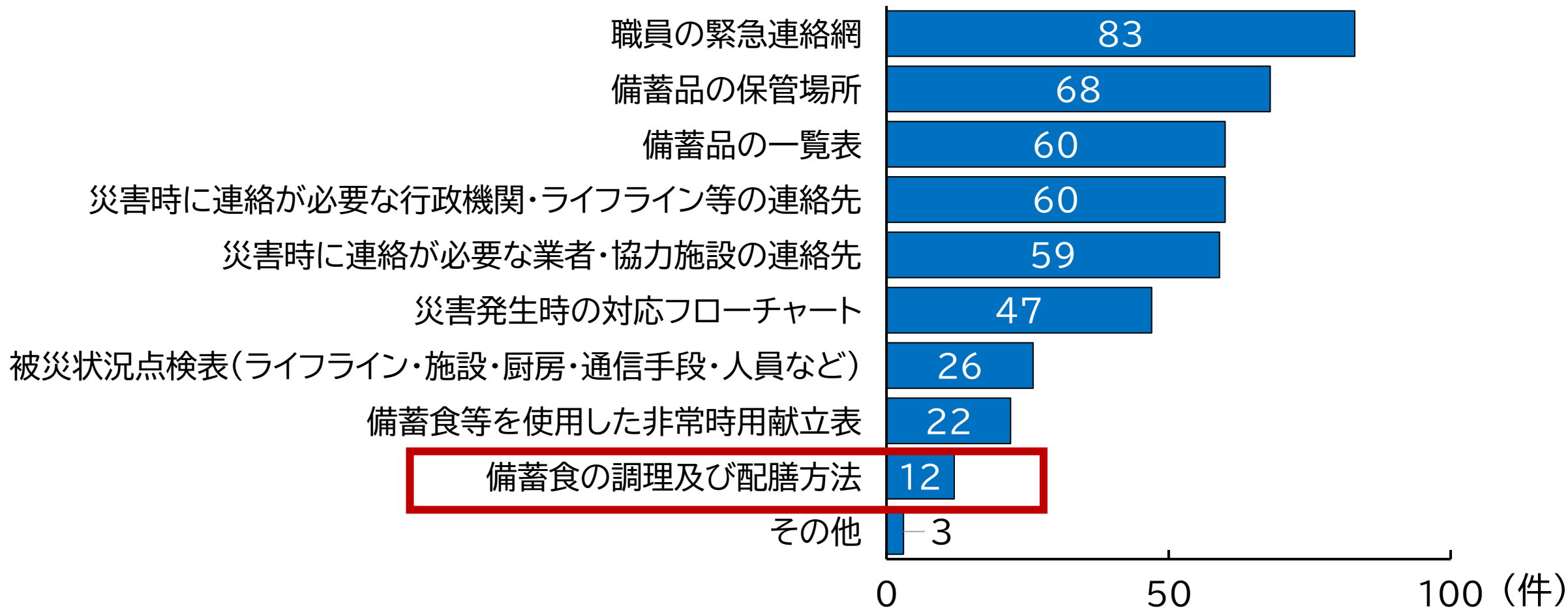
マニュアルを作成している施設では8割以上が「共有している」が、一部「共有していない」施設もある。

5. マニュアルの記載項目(複数選択可)



「備蓄品の保管場所」が最も多く、次いで「フローチャート」、「備蓄品の一覧表」、「災害時に連絡が必要な業者・協力施設の連絡先」が多い。「備蓄食の調理及び配膳方法」は最も少ない。その他では、「備蓄食消費スケジュール」、「食形態表」などがあった。

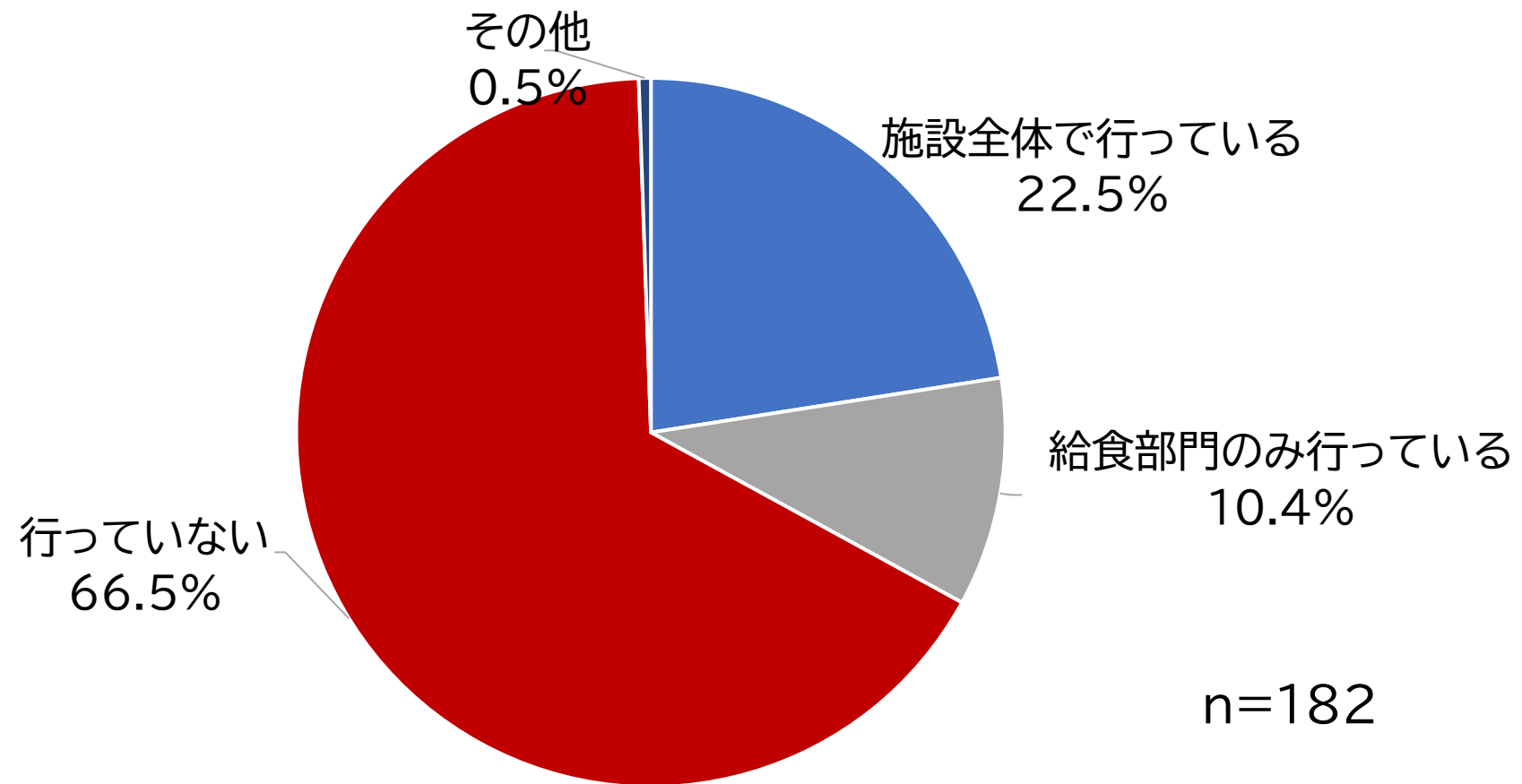
6.マニュアルを作成していない施設の整備状況(複数回答可)



※設問2で「作成していない」を選択した n=98

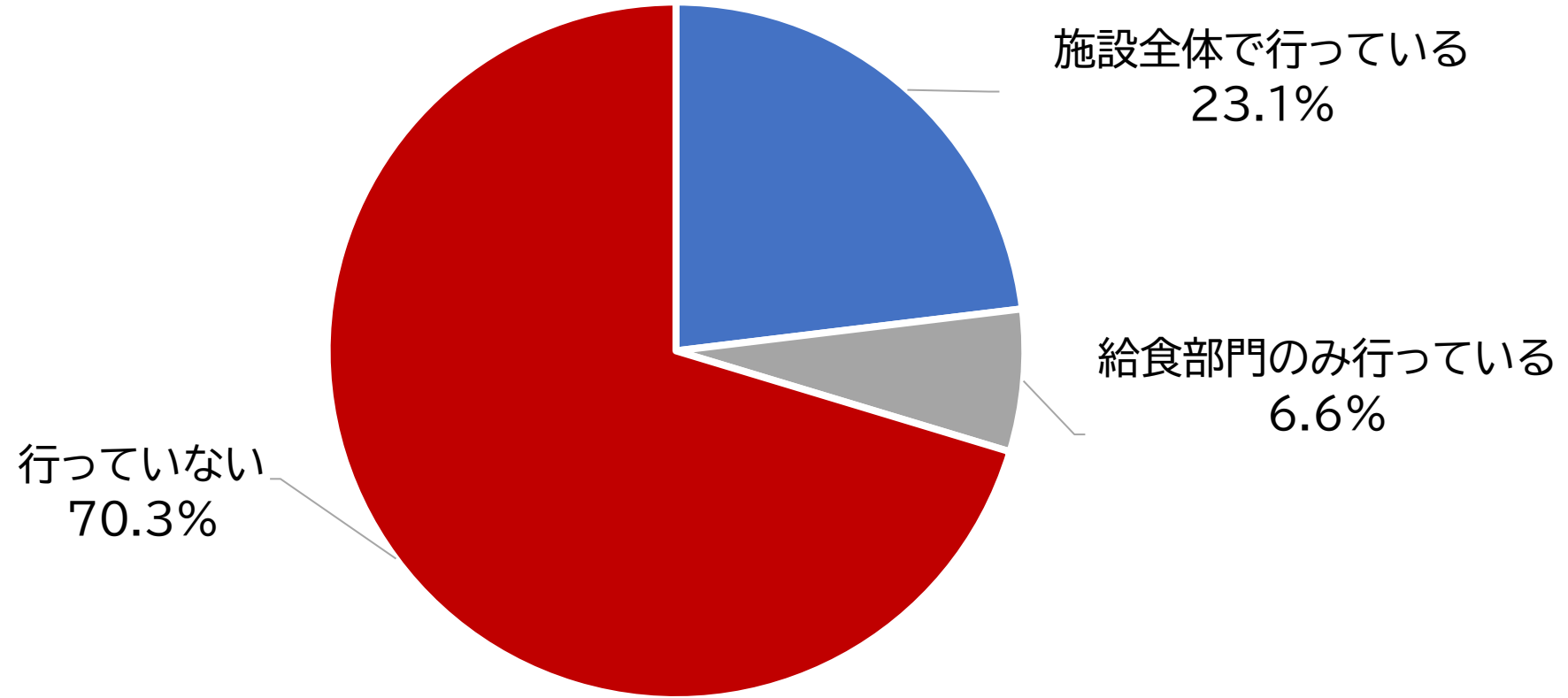
「職員の緊急連絡網」が最も多く、次いで「備蓄品の保管場所」、「備蓄品の一覧表」が多い。「備蓄食の調理及び配膳方法」が最も少ない。その他では、「災害時に提供する予定がないのでなにも整備していない」等があった。

7. 災害発生時の食事提供に関する研修の実施状況



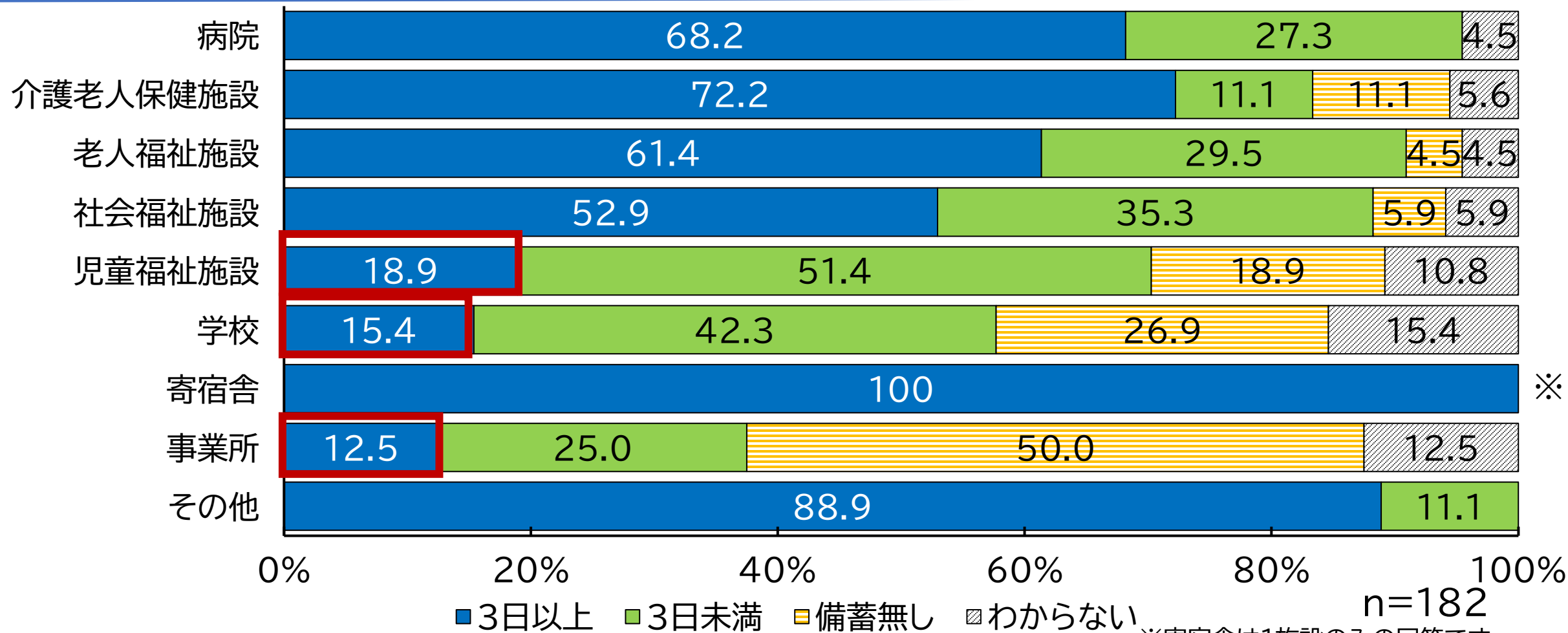
「行っていない」が最も多く66.5%であった。「施設全体で行っている」は22.5%、「給食部門のみ行っている」は10.4%であった。

8. 災害発生時の食事提供に関する訓練の実施状況



「行っていない」が最も多く70.3%であった。「施設全体で行っている」は23.1%、「給食部門のみ行っている」は6.6%であった。

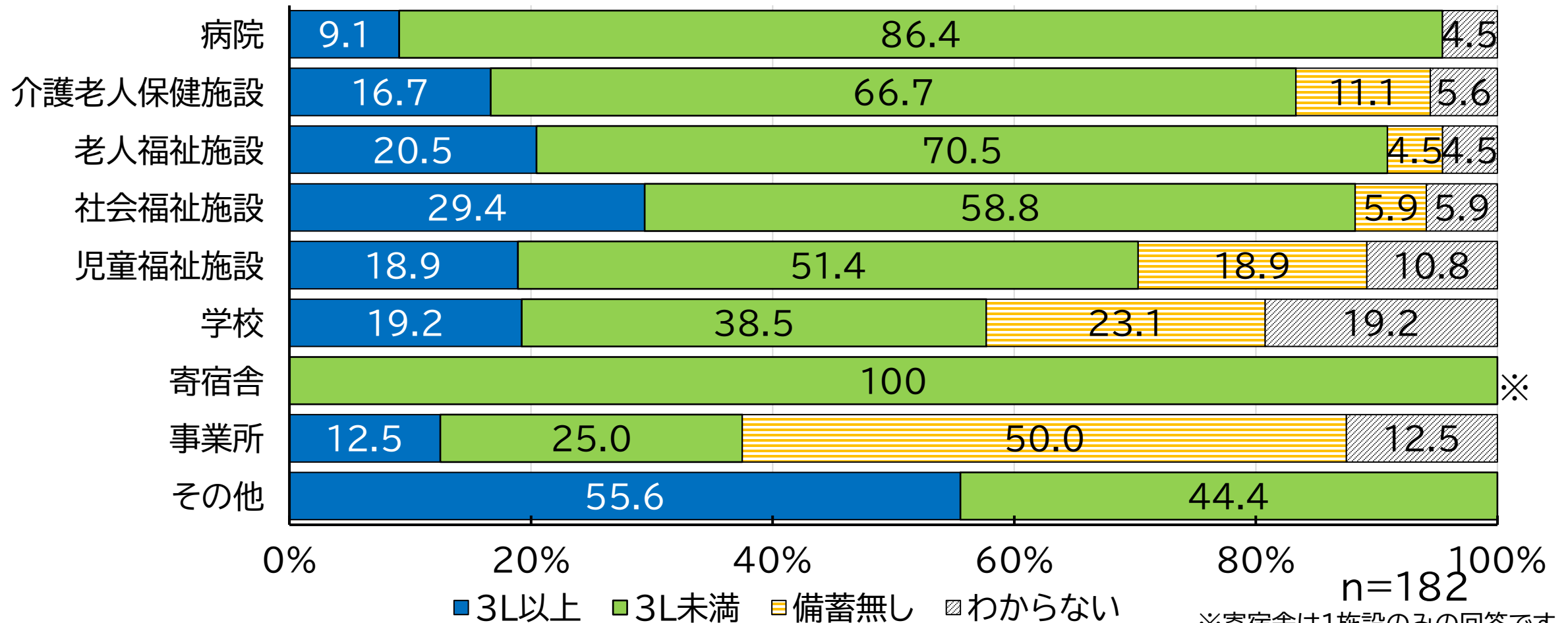
9. 施設利用者分の「飲料水」の備蓄日数について



※寄宿舍は1施設のみの回答です。

災害時は最低3日分の備蓄が必要であるが、「3日以上」を備蓄している施設は、病院、介護老人保健施設で約7割、老人福祉施設で約6割、社会福祉施設で約5割、児童福祉施設で約2割、学校、事業所で約1割であった。

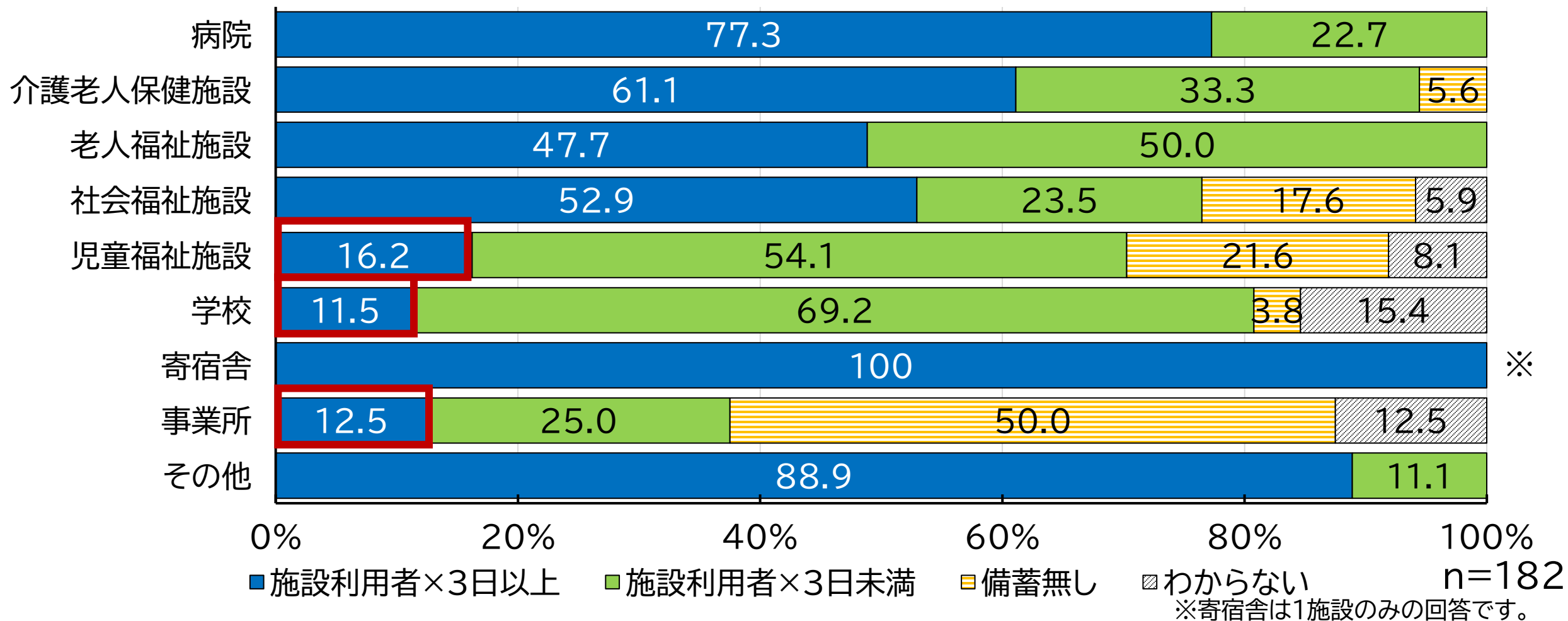
10. 施設利用者分の「飲料水」の備蓄量について(1人1日あたり)



※寄宿舍は1施設のみの回答です。

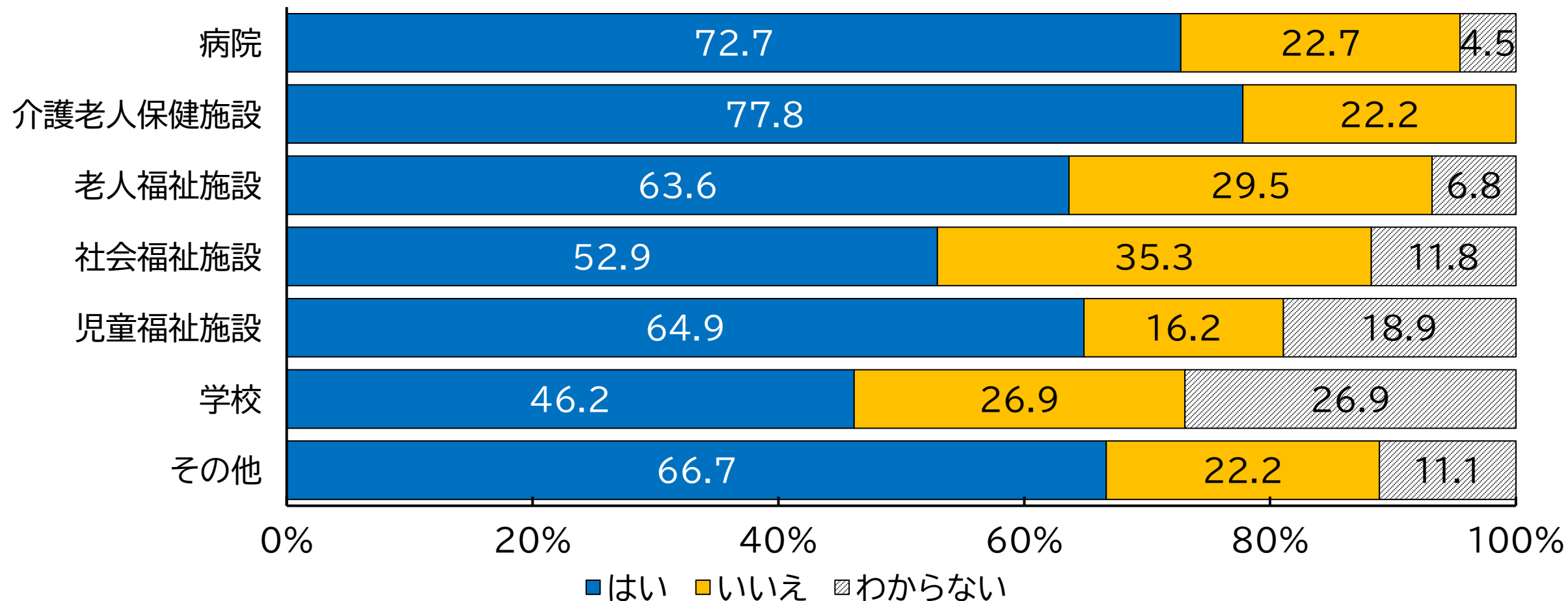
災害時の1人1日あたり必要な目安である「3L以上」(調理用・飲料用)を備蓄している施設は、社会福祉施設で約3割、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、学校で約2割、病院、事業所で約1割であった。

11. 施設利用者分の「食料」の備蓄日数について



災害時は最低3日分の備蓄が必要であるが、「3日以上」を備蓄している施設は、児童福祉施設で約2割、学校、事業所で約1割であった。

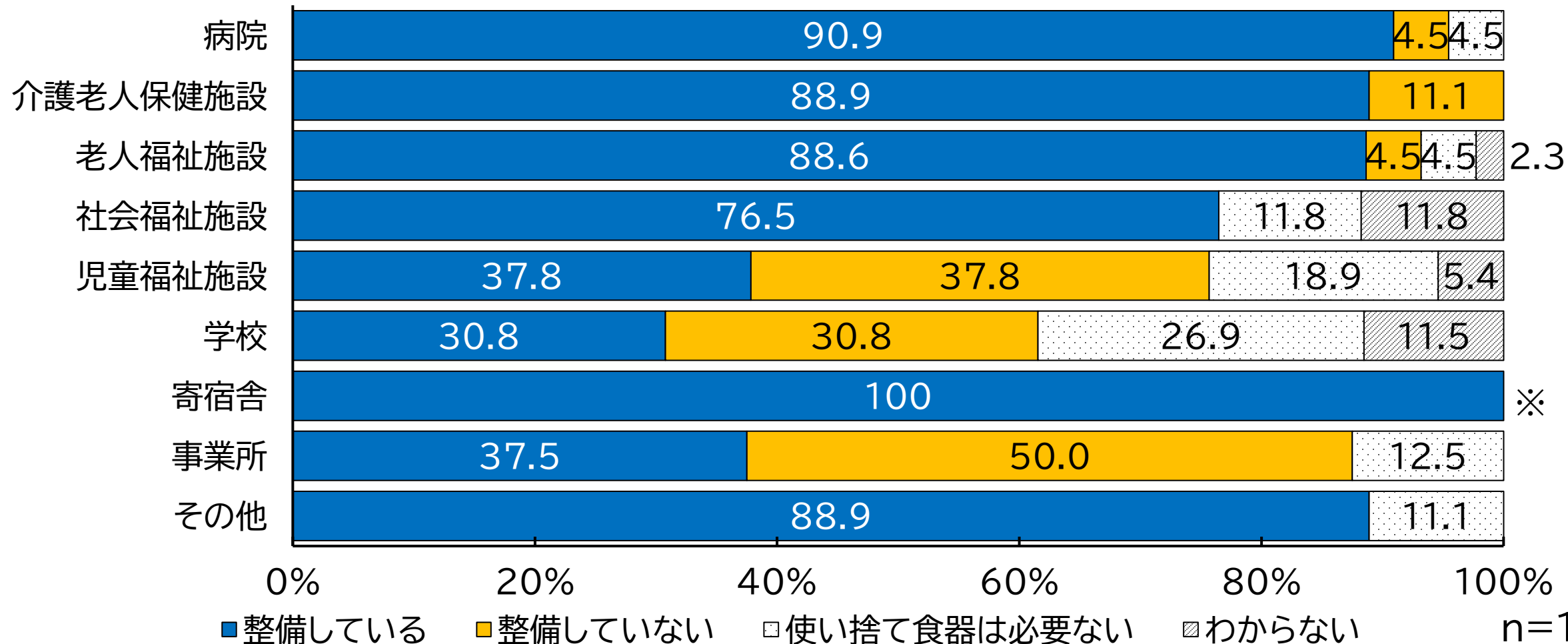
12. 備蓄食の形態や病態への配慮状況



※形態や病態に配慮された食事を平時から提供する施設のみ抜粋 n=173

全施設で「はい」が最も多い。老人福祉施設、社会福祉施設、学校では「いいえ」が約3割、病院、介護老人保健施設、児童福祉施設で約2割であった。

13. 使い捨て食器について

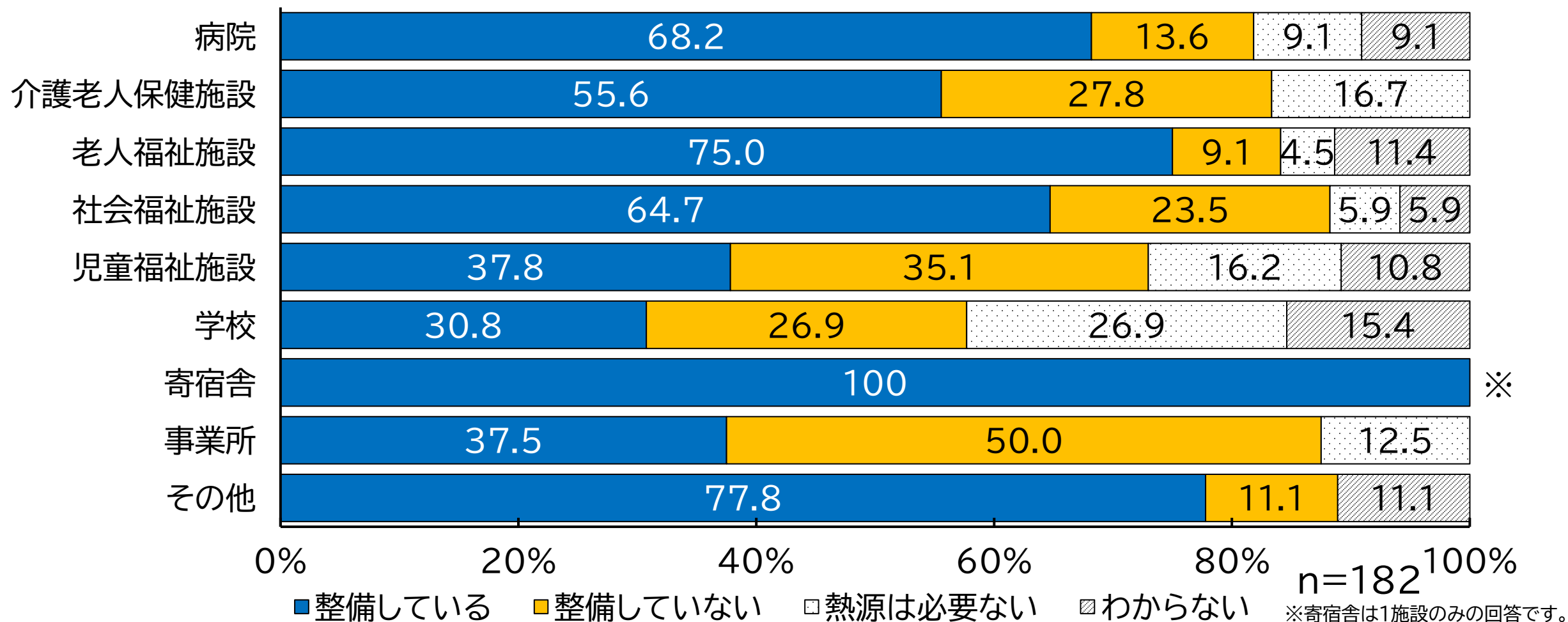


※寄宿舍は1施設のみの回答です。

使い捨て食器を「整備している」施設は、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設では約9割、社会福祉施設では約8割、児童福祉施設、事業所では約4割、学校では約3割であった。

一方で「整備していない」施設は、事業所で5割、児童福祉施設で約4割、学校で約3割、介護老人保健施設で約1割、病院、老人福祉施設で1割未満であった。

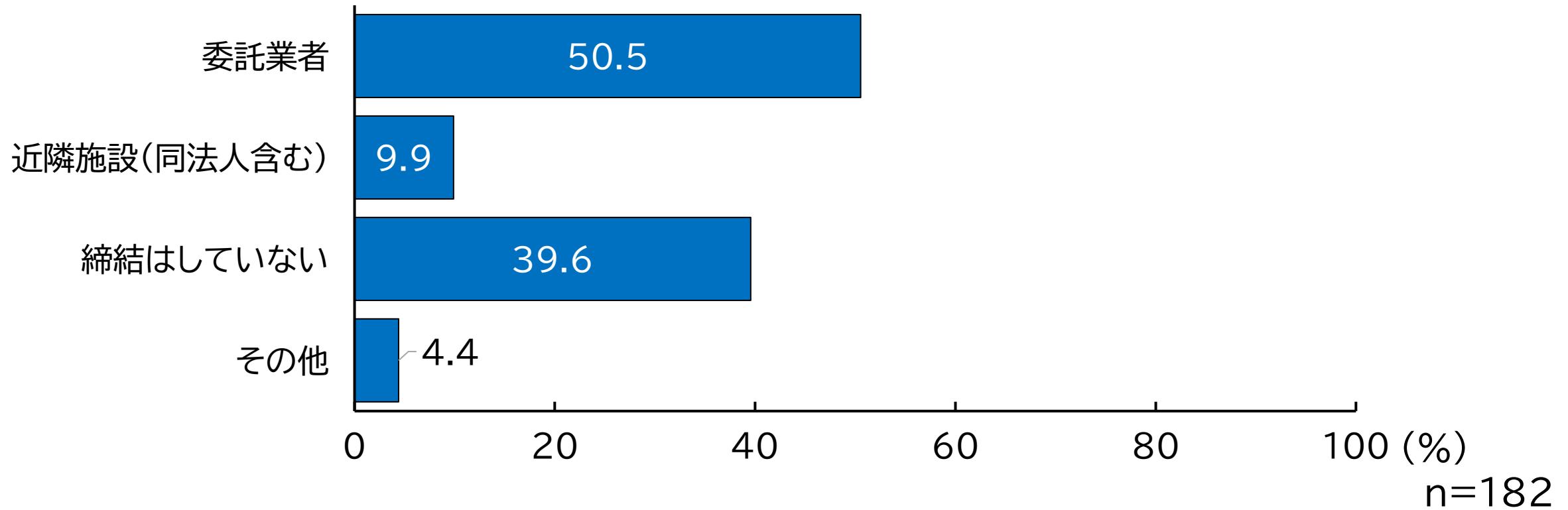
14. 備蓄食提供に必要な熱源(自家発電やカセットコンロなど)の整備について



「整備している」施設は、老人福祉施設で約8割、病院で約7割、社会福祉施設で約6割、児童福祉施設、事業所で約4割、学校で約3割であった。

一方で「整備していない」施設は、事業所で5割、児童福祉施設で約4割、学校、介護老人保健施設で約3割、社会福祉施設で約2割、病院で約1割、老人福祉施設で1割未満であった。

15. 災害時に給食提供するために契約を締結している機関(複数選択可)



「委託業者」が最も多く約5割、「近隣施設」は約1割であった。「締結していない」施設は、約4割であった。
その他では、「弁当などの宅配業者と締結している」などがあった。

16. その他マニュアルに記載・整備していること(自由記述)

- ・職員の状況確認一覧表
- ・備蓄食品の栄養価
- ・避難所情報リスト
- ・市町村防災マップ
- ・個別対応に関する情報 等

17. 自施設において、災害時における栄養・食生活支援では今後どのような体制や備えが必要であると考えるか(自由記述)

- ・備蓄食の充実
- ・アレルギーや離乳食に対応した備蓄食整備
- ・たんぱく質や微量栄養素に対応した備蓄食の整備
- ・備蓄食提供の訓練
- ・研修、訓練の実施
- ・近隣業者との連携構築
- ・人員体制の確保
- ・マニュアルの作成、他部署への周知
- ・備蓄食整備に向けた管理者の理解促進と予算の確保 等

まとめ

〈マニュアル整備〉

- ・病院・介護老人保健施設では整備が進む一方、老人福祉施設・社会福祉施設では未作成施設が約半数
 - ・マニュアルは作成していないが、備蓄の整備や非常時の連絡先などの備えは進んでいる施設が多い
- ➡災害発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、平時から必要な備えや対応手順を整理し、マニュアルとして整備・共有しておくことが必要。

〈研修・訓練〉

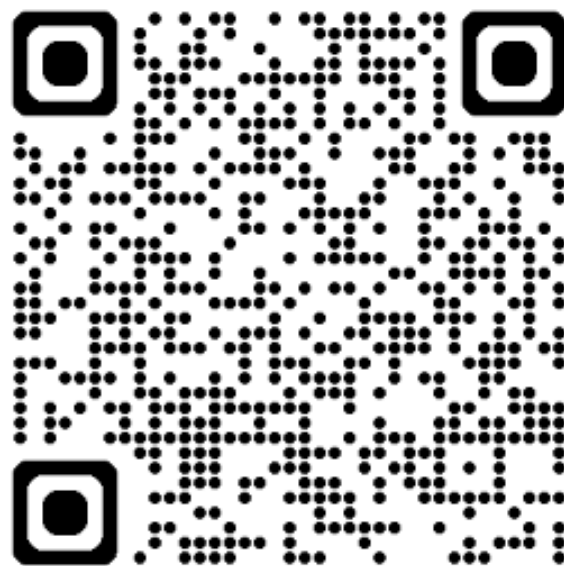
- ・研修、訓練未実施施設が約6～7割
 - ・備蓄食の調理・配膳方法の記載が少ない
- ➡備蓄している資源を災害時に有効活用できるよう、実践的な研修や訓練の実施が必要。

〈備蓄状況〉

- ・児童福祉施設で飲料水・食料の備蓄不足がみられる
- ➡休校・休園対応でも、保護者の迎えの遅れや帰宅困難等により利用者が施設内に滞在する可能性も想定されるため、施設に応じた備えが必要。



「給食施設における栄養管理の手引き」奈良県(令和7年4月)は
こちらからダウンロード可能です。



災害時に想定される状況および栄養管理部門の対応例
マニュアルへの記載項目例
(様式例1)被災状況及び支援に関する状況報告書
(様式例2)非常事態発生時の対応フロー図(例)
(様式例3)非常用献立 等が記載されています。

平時から災害等発生時に備え、体制の整備をお願いします。